

第2章 プランの基本的な考え方

1 プランの基本理念

自分らしさを 実現できる町 みたけ

基本理念に掲げた「自分らしさを実現できる町 みたけ」は御嵩町男女共同参画プランの第1次プランから継承し続けているもので、住民一人ひとりが固定的な性別役割分担にとらわれず、性ではなく個性を尊重しあい、それぞれが自分らしい生き方を実現できる町にしたいとの思いが込められています。

この基本理念および男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画社会基本法に示されたように「①男女が社会の対等な構成員であること」「②自らの意思によって社会のあらゆるところに参画できること」「③男女が均等に利益を享受できること」「④男女が共に責任を担うこと」などの課題を克服しなければなりません。つまり、男女互いの人権が尊重され、男女があらゆるところに参画することができ、その利益も、責任も共に分かち合えるようになる社会が求められています。

2 プランの体系

基本理念

基本目標

方針

自分らしさを実現できるまちみたけ

1. 男女共同参画
社会形成のための
意識づくり

(1) 人権を尊重する意識の高揚を
図ります

(2) 幼児期から生涯にわたる男女
共同参画の理解を促進します

2. 男女が共に参画
できるまちづくり

(1) 政策・方針決定の過程への
男女共同参画を推進します

(2) 男女が共に参画できる
地域づくりを推進します

(3) 家庭における男女共同参画を
推進します

3. 多様な働き方が
選択できる
環境づくり
(女性活躍推進計画)

(1) 就業の場での男女共同参画を
推進します

(2) ワーク・ライフ・バランスを
推進します

4. 一人ひとりが
自立できる
福祉のまちづくり

(1) 生涯を通じた健康づくりを
支援します

(2) 自立を支える福祉の充実を
図ります

5. 男女間における
暴力の防止と
被害者の支援
(DV対策基本計画)

(1) DVを許さない・見逃さない
地域社会づくりを推進します

(2) 安心して相談できる体制を
整備します

施策

	① 人権に対する意識啓発
	② 相談体制の充実
	① 男女平等の視点に立った教育の推進・環境整備
	② 多様な生涯学習の機会の提供
	① 審議会・委員会における男女共同参画
	② 町政運営における能力本位の登用
	① 地域活動への男女共同参画の推進
	② ボランティア団体などの育成と充実
	③ 多様な視点でのまちづくり
	① 男女がともに家庭生活を担う意識づくり
	② 子育て・介護支援体制の充実
	① 企業・事業者に対する男女共同参画の意識啓発
	② 多様な就業形態への男女共同参画の取り組み
	③ 女性の就業継続とキャリアアップ支援
	① ワーク・ライフ・バランスの啓発と情報提供
	① 性と生命を尊重する教育の推進
	② 健康づくりの意識啓発と機会の充実
	③ 妊娠期、出産前後における健康づくり支援
	① 高齢者や障がい者の介護や自立支援の充実
	② ひとり親家庭の自立支援事業の充実
	① 住民などへの啓発・教育の推進
	① 相談体制の充実・相談窓口の周知
	② 被害者の保護・自立支援の充実
	③ 関係機関との連携

3 プランの目標指標および目標数値

基本目標	指標	根拠	参考値 (H25)	現状値 (H30)	目標値 (R6)
1	女性の人権が尊重されていない (=女性に対する差別がある)と 感じる人が、「特にない」人の 割合	住民意識調査 (アンケート)	9.1%	4.7% (第5章-2参照)	10.0%
1	男女共同参画を含む人権に関する 講演会等の参加者満足度	参加者アンケート など	50.6%	97.5%	98.0%
1	男女平等・男女共同参画について 話し合いや学習をしたことがない 人の割合	住民意識調査 (アンケート)	57.6%	54.0% (第5章-2参照)	50.0%
1	中山道みたけ館(図書館)におけ る男女共同参画に関する蔵書の貸 出回数	庁内資料	—	198回	250回
1	性自認、性的指向、LGBTについて 「内容を知っている」人の割合	住民意識調査 (アンケート)	—	24.1% (第5章-2参照)	50.0%
1	セクハラについて「被害の経験が ある」人の割合	住民意識調査 (アンケート)	4.4%	8.5% (第5章-2参照)	3.0%
2	地方自治法第202条の3に基づ く審議会などにおける女性委員の 割合	庁内資料	22.2%	34.7%	40.0%
2	町の係長級以上に占める女性の割 合	庁内資料	9.5%	8.8%	15.9%
2	男女の立場が、地域活動では平等 であると思っている人の割合	住民意識調査 (アンケート)	38.4	31.1% (第5章-2参照)	40.0%
2	女性防災リーダーへの登録数	庁内資料	13人	43人	50人
2	「男性は仕事、女性は家庭」とい う考え方の人の割合	住民意識調査 (アンケート)	14.3%	7.7% (第5章-2参照)	5.0%
3	男女の立場が、職場では平等であ ると思っている人の割合	住民意識調査 (アンケート)	25.4%	23.4% (第5章-2参照)	28.0%
3	町男性職員の配偶者出産特別休暇 ※1取得割合	庁内資料	—	66.6%	100%
3	町男性職員の育児参加休暇※2取得 割合	庁内資料	—	11.7%	100%

3	ワーク・ライフ・バランスについて「内容を知っている」人の割合	住民意識調査 (アンケート)	—	14.2% (第5章-2参照)	20.0%
3	町内における「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」認定数	庁内資料 (岐阜県資料)	—	0社	2社
4	みたけ健康ポイント事業への応募者割合	庁内資料	—	7.7%	10.0%
4	男性も女性も共に介護すべきであると思っている人の割合	住民意識調査 (アンケート)	54.7%	61.2% (第5章-2参照)	70.0%
5	DVのうち精神的暴力の「被害の経験がある」人の割合	住民意識調査 (アンケート)	—	9.0% (第5章-2参照)	3.0%
5	DVのうち身体的暴力の「被害の経験がある」人の割合	住民意識調査 (アンケート)	—	4.7% (第5章-2参照)	3.0%
5	DVについて「内容を知っている」人の割合	住民意識調査 (アンケート)	58.5%	69.2% (第5章-2参照)	80.0%
5	DVの被害・加害者で「相談しなかった」人の割合	住民意識調査 (アンケート)	41.4%	40.4% (第5章-2参照)	30.0%
5	DVの被害・加害者で「相談場所がわからなかった」ため相談しなかった人の割合	住民意識調査 (アンケート)	23.9%	21.1% (第5章-2参照)	18.0%

※1 配偶者出産特別休暇：夫が妻の出産の際に、病院の入院・退院、出産等の付き添い等のために男性労働者に与えられる休暇制度。妻の出産等に係る場合、2日の範囲で日又は時間で取得可能。

※2 育児参加休暇：夫が妻の産前・産後休暇期間中に、出生した子や小学校就学前の子を養育するために取得できる休暇制度。妻の産休中に子又は上の子の養育のため、5日の範囲で日又は時間で取得可能。